上智大学教職・学芸員課程委員会規程

制定　平成 21 年 10 月１日
改正　平成 22 年４月１日　　平成 25 年４月１日
　　平成 27 年４月１日　　2022 年（令和４年）４月１日

（設置）
第１条　本学に教職・学芸員課程委員会(以下「委員会」という。)を置く。
（審議事項）
第２条　委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。
（１）教職課程に関する事項
　イ　教職課程に関する学科目編成に関する事項
　ロ　教育実習に関する事項
　ハ　教員免許状に関する事項
　ニ　教職課程の運営に必要な事項
（２）学芸員課程に関する事項
　イ　学芸員課程に関する学科目編成の立案に関する事項
　ロ　学芸員課程の修了の審査に関する事項
　ハ　学芸員課程の運営に必要な事項
（３）国家資格（一定の科目履修によって得られる国家資格ないし受験資格をいう）に関する事項
（４）その他学長の諮問事項
（構成）
第３条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
（１）教職・学芸員課程センター長
（２）教職・学芸員課程センターの職務を専らとする教員
（３）教職に関する科目及び教科に関する科目を開講する学部の選出に基づいて学長が委嘱する委員
（４）教職に関する科目及び教科に関する科目を担当する教員のうち、言語教育研究センターの選出に基づいて学長が委嘱する委員　若干名
（５）その他学長が委嘱する委員（学芸員課程担当教員を含む）若干名
２　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（委員長及び副委員長）
第４条　委員会に、委員長１名及び副委員長２名を置く。
２　委員長は、教職・学芸員課程センター長とする。
３　副委員長は、委員会の意見を徴し、学長が任命する。
（任期）
第５条　第３条第１項及び第２項に定める委員の任期は、その職務の在任期間をもって任期とし、同条第３項及び第４項に定める委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
（会議）
第６条　委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。
２　委員長に事故あるときは、副委員長が代行する。
３　委員会は、毎学期１回定例会議を開くものとする。ただし、必要なときは、臨時に会議を開くことができる。

４　委員会が学長に意見を述べるにあたっては、委員の過半数の出席及び出席委員の過半数の同意を必要とする。

５　教職・学芸員課程センター職員は、委員長の要請があったときは、会議に出席し、意見を述べることができる。

（事務局）

第７条　委員会の事務局は、教職・学芸員課程センターとする。

（規程の改廃）

第８条　この規程の改廃は、本学院の定める手続きにより行う。

附　則

この規程は、2009 年（平成 21 年）10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、2010 年（平成 22 年）４月 1 日から改正、施行する。

附　則

この規程は、2013 年（平成 25 年）４月 1 日から改正、施行する。

附　則

この規程は、2015 年（平成 27 年）４月 1 日から改正、施行する。

附　則

この規程は、2022 年（令和４年）４月 1 日から改正、施行する。